

平成13年12月19日

各位

東京都中野区中央5丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 清水佑三
(コード番号: 4327)

不起訴処分に関するお知らせ

平成13年11月2日に提出した有価証券届出書に記載しております、当社の元従業員からなされていた告訴について、平成13年12月11日付にて、いずれの告訴内容とも不起訴処分が決定したことをお知らせいたします。

記

1. 告訴がなされた日

平成13年5月9日および同年5月14日

2. 告訴内容

- (1) 時間外労働の協定なく当該元従業員に対して時間外労働を命じたことを理由とする労働基準監督法第32条および第36条違反について、当社代表取締役および取締役を被告とする告訴
- (2) 当該元従業員に対する平成11年1月から5月までの時間外・休日・深夜労働に基づく割増賃金合計金25万4,760円が不払いであることを理由とする労働基準監督法第37条違反について、当社代表取締役および取締役を被告とする告訴
- (3) 当社新橋オフィスの便所が男性用と女性用に区別されていなかったことを理由とする労働安全衛生法第23条違反(事業所衛生基準規則第17条違反)について、当社代表取締役を被告とする告訴

3. 不起訴処分に至った経緯

2.に掲げる3件は、いずれも法令上の取扱いに従い、平成13年8月31日付で検察官に送付されており、検察官において起訴または不起訴の判断が行われることになっておりましたが、本年12月17日に、当該告訴事件の担当である東京地方検察庁公安部から、当社顧問弁護士事務所に対し、本年12月11日付にて東京地方検察庁における当該告訴事件の処理がすべて終了したとの連絡がありました。処理結果は、いずれの告訴内容とも不起訴処分とのことです。

4. 売上高、損益に与える影響

当社の売上高、損益に与える影響はありません。

以上